

砂川市告示第 19 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

令和4年3月25日

砂川市長 善 岡 雅 文

記

関係書類は、砂川市農業委員会事務局に据え置いて縦覧に供する。